

学校法人大谷学園役員の報酬に関する規則

令和2年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大谷学園（以下「学園」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退任慰労金及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人が指定する場所において勤務することが常態である理事・監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の理事・監事をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、手当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬、期末手当、勤勉手当相当額及び退任慰労金を支給する。
- (2) 常勤役員のうち、職員としての給与を支給している理事に対しては、退任慰労金を除いて、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤役員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬月額、非常勤役員に対する報酬額は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬額は、別表2のとおりとする。
- 3 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤役員が退任した場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤役員の月の中途における就任、退任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤役員の手当に係る算定方法)

第5条 常勤役員に対する期末手当及び勤勉手当相当額は、「大谷中・高等学校、東大谷高等学校、学園本部事務局給与規程」に定めるとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第6条 役員が任期の満了または辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 前項において、役員の死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前項により支給する退任慰労金は、次条の定めにより算定される額を理事会において決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第7条 常勤役員の前項の退任慰労金算定に係る基準報酬額は、就任1ヵ年につき退任時の月額報酬相

当額を支給する。

2 常勤役員のうち、職員としての給与を支給している理事及び非常勤役員の退任慰労金算定は、次の各号のとおりとする。

(1) 在任期間が5年未満の場合は、1,000,000円

(2) 在任期間が5年以上10年未満の場合は、3,000,000円

(3) 在任期間が10年以上の場合は、5,000,000円

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、「大谷中・高等学校、東大谷高等学校、学園本部事務局給与規程」に定めるとおりとする。

2 非常勤役員の報酬は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第9条 役員が職務執行のため出張した場合の当該役員に対する旅費支給等の詳細については、「出張・付添旅費規程(大学・こども園・事務局・理事・監事・評議員)」に定めるとおりとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

常勤役員俸給表（職員としての給与を支給している理事を除く）

号棒	俸給月額（円）
1	593,000
2	658,000
3	729,000
4	810,000
5	873,000
6	973,000
7	1,025,000
8	1,106,000
9	1,185,000
10	1,269,000
11	1,346,000
12	1,375,000

別表 2（第 4 条第 2 項関係）

非常勤役員の報酬額（源泉徴収額控除後）

非常勤理事	理事会等会議への出席	2 万円（日）
非常勤監事	監事監査、理事会等への出席その他 法人業務のための勤務	2 万円（日）